

岩手県監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づいて行った事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年4月6日

岩手県監査委員 千葉 康一郎

岩手県監査委員 樋下 正信

岩手県監査委員 伊藤 孝次郎

岩手県監査委員 工藤 洋子

第1 行政監査の概要

1 監査テーマ

「タクシー券の利用状況について」

2 監査の目的

タクシー券等の管理及び利用状況を明らかにすることにより、適正な利用を確保し、経済的な予算執行を促すため行政監査を行う。

3 監査の対象及び対象期間

(1) 監査の対象

知事部局であって、タクシー券を保有又は利用している全公所

(2) 対象期間

平成20年度（タクシー券の利用冊数については、平成21年10月31日時点とする。）

4 監査の着眼点

(1) タクシー券等の利用及び管理について、規程は設けられているか。

(2) 規程どおり利用され、適切に管理が行われているか。

(3) タクシー券の利用は、経済的に行われているか。

5 監査の実施方法及び期間

(1) 監査の実施方法

監査対象機関に対し、次の書類の提出を求めて書類監査を行ったほか、8公所を抽出して実地監査を行った。

ア 平成20年度における支出票

イ 使用済みのタクシー券の写し

ウ タクシー券発行（使用）簿の写し

(2) 実地監査を行った公所

政策推進課、地域企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室、岩手県東京事務所及び岩手県名古屋事務所

(3) 監査の実施期間

平成21年10月から平成22年3月まで

第2 行政監査の結果

1 タクシー券使用の現状

(1) 本庁においては、管財課が基本契約及び支払を一括して行っているが、一部の公所では独自予算により支出している。

なお、広域振興局及び地方振興局並びに単独公所（以下「広域振興局等」という。）においては個別に契約を行っている。

(2) 管財課では713,700円を支出しているが、これには、知事部局以外の各種委員会等による利用分も含まれており、うち知事部局にかかる利用額は、584,980円である。なお、平成20年度中に岩手県知事部局において使用されたタクシー券の枚数及び利用額は次のとおりである。

区 分		公所数	枚 数	年間利用額
本庁	管財課一括支出分	8	541	584,980円
	各公所独自予算分	7	574	682,220円
本庁計			1,115	1,267,200円
広域振興局等		23	2,131	3,499,958円
合 計		37	3,246	4,767,158円

注 管財課一括支出分の公所数と各公所独自予算分の公所数の両方に商工企画室が計上されているため合計欄は一致しない。

(3) 各公所における使用状況は次のとおりである。

ア 本庁において利用したタクシー券のうち、管財課が一括して支出している分

	公所名	年間利用額	年間利用額のうち				利用枚数
			職務使用	来客使用	講師等使用	その他(災害・深夜帰宅等)	
1	政策推進課	86,590	49,800	1,320	4,270	31,200	75
2	地域企画室	57,710	46,640	0	1,910	9,160	65
3	保健福祉企画室	186,680	124,680	680	15,120	46,200	159
4	商工企画室	141,880	86,080	0	0	55,800	149
5	農林水産企画室	79,880	68,360	0	1,600	9,920	65
6	総務室	14,480	14,480	0	0	0	12
7	税務課	15,640	11,880	0	0	3,760	13
8	出納局	2,120	2,120	0	0	0	3
合 計		584,980	404,040	2,000	22,900	156,040	541

イ 本庁各公所において独自の予算により支出している分

	公所名	年間利用額	年間利用額のうち				利用枚数
			職務使用	来客使用	講師等使用	その他(災害・深夜帰宅等)	
1	秘書課	109,920	32,760	0	0	77,160	72
2	環境生活企画室	57,980	54,740	3,240	0	0	67
3	商工企画室	126,160	116,880	0	9,280	0	132
4	県土整備企画室	103,360	102,120	0	1,240	0	124
5	人事課	261,240	17,240	0	136,440	107,560	162
6	予算調製課	760	760	0	0	0	1
7	総合防災室	22,800	21,160	0	0	1,640	16
合 計		682,220	345,660	3,240	146,960	186,360	574

ウ 広域振興局等において独自の予算により支出している分

	公所名	年間利用額	年間利用額のうち	

			職務使用	来客使用	講師等使用	その他(災害・深夜帰宅等)	利用枚数
1	盛岡地方振興局企画総務部	21,500	9,480	0	0	12,020	14
2	盛岡地方振興局保健福祉環境部	5,360	2,400	0	2,960	0	8
3	盛岡地方振興局農政部	2,320	2,320	0	0	0	2
4	県南広域振興局総務部	38,808	15,948	0	0	22,860	28
5	花巻総合支局地域支援部	5,480	0	0	0	5,480	2
6	北上総合支局地域支援部	4,700	3,320	0	0	1,380	3
7	一関総合支局地域支援部	47,960	47,960	0	0	0	24
8	大船渡地方振興局企画総務部	6,840	6,840	0	0	0	2
9	釜石地方振興局企画総務部	24,600	24,600	0	0	0	22
10	宮古地方振興局企画総務部	21,970	21,970	0	0	0	18
11	久慈地方振興局企画総務部	27,500	27,500	0	0	0	27
12	二戸地方振興局企画総務部	19,610	19,610	0	0	0	22
13	岩手県環境保健研究センター	16,600	16,600	0	0	0	4
14	岩手県立一関高等看護学院	802,480	0	0	802,480	0	579
15	岩手県立宮古高等看護学院	425,540	0	0	425,540	0	249
16	岩手県立二戸高等看護学院	892,840	0	0	892,840	0	527
17	岩手県立杜陵学園	83,880	82,160	0	1,720	0	51
18	北上川上流流域下水道事務所	6,640	0	0	0	6,640	2
19	岩手県東京事務所	410,050	399,740	0	0	10,310	198
20	岩手県大阪事務所	27,240	27,240	0	0	0	15
21	岩手県名古屋事務所	395,620	395,620	0	0	0	236
22	岩手県福岡事務所	41,750	41,750	0	0	0	27
23	岩手県消防学校	170,670	6,520	5,440	158,710	0	71
合 計		3,499,958	1,151,578	5,440	2,284,250	58,690	2,131

注 このほか、管財課、盛岡地方振興局土木部綱取ダム管理事務所、花巻総合支局土木部、大船渡地方振興局土木部及び岩手県立県民生活センターにおいて、タクシーチケットを保有していたが、平成20年度中の使用実績はなかった。

(4) タクシークーポンを事前に購入し乗車する都度乗務員に手交する、いわゆるタクシークーポン制度を利用している公所はなかった。

2 タクシー券の使用規程について

(1) 管財課においては、使用基準を定めた「タクシー借上げ使用要領」(以下「要領」という。)を作成し本庁各主管室課等あて通知しているが、これによらず独自に使用規程を定めている公所があった。

(2) 独自に使用規程を定めている公所

要領の対象外となる公所において、独自にタクシー券使用要領を定めているのは次の公所である。

公所名	使用規程名
人事課	超過勤務による「タクシー券」使用要領
大船渡地方振興局企画総務部	大船渡地方振興局企画総務部タクシー借上げ使用要領
岩手県東京事務所	岩手県東京事務所タクシー使用基準

なお、これ以外の公所においては使用要領を定めず、その都度使用の可否を判断している。

3 タクシー券の発行手続について

(1) 管財課の要領による発行手続

ア 管財課が定めている要領によれば、タクシー券は、(ア) 本庁の総括課長又はこれと同等以上の職にある者が、その職務を行う場合、(イ) 公務のため来県した国又は他の都道府県の職員が、その職務を行う場合、(ウ) 災害対策用務により超過勤務を命じられた職員が勤務終了後、帰路の交通機関がない場合、(エ) そのほか、タクシー券の発行者が必要と認める場合で、公用車に余裕がない場合又は使用時間が職員の勤務時間外である場合に発行することが認められている。

(要領第3)

イ タクシー券の発行に当たっては、タクシーを使用しようとする者は、タクシー券発行者に申し込み、タクシー券の発行を受ける。(要領第4)

ウ タクシー券の発行は、タクシー券発行(使用)簿により行い、タクシー券には(ア) 使用年月日、(イ) 使用課等の名称、(ウ) 使用経路を記載して総括(主任主査・主査)の認印を押印することとされている。(要領第3の2)また、来客者等が使用する場合にあっては、タクシー券の余白に「当日限り有効」の表示をすることとされている。

エ タクシー券を使用した場合には、タクシー券発行(使用)簿に使用年月日、使用料金、経路等を記入することとされている。ただし、来客者等が使用する目的で発行したものについては請求があったときに発行者において整理することとされている。

(2) タクシー券発行(使用)簿について

ア 本庁においてタクシー券を利用している公所においては、全て要領に基づくタクシー券発行(使用)簿が作成されていたが、独自に契約を行っている地方公所等においては、管財課の要領の対象外となるため、任意に様式を定めるなどして、発行簿を作成していた。

イ 岩手県東京事務所においては、タクシー券発行(使用)簿に類するものを事前に作成していなかったが、「タクシー乗車券使用簿兼報告書」により、毎月、前月分の使用用途を余白に記載し、報告する形としている。岩手県福岡事務所においては、タクシー券発行(使用)簿に類するものは作成されていなかった。

ウ それ以外の公所においてはタクシー券発行(使用)簿を作成しているが、独自の様式であることから、それぞれ記載事項が異なっているため、タクシー券の発行番号等必要と認められる事項が記載されていない例がある。(県南広域振興局総務部(農林部使用分)、花巻総合支局地域支援部、北上総合支局地域支援部、大船渡地方振興局企画総務部、宮古地方振興局企画総務部、久慈地方振興局企画総務部、岩手県立一関高等看護学院及び岩手県立宮古高等看護学院)

エ 盛岡地区で使用されるタクシー券には通し番号が印刷されているが、本庁におけるタクシー券発行(使用)簿を点検したところ、発券しているのにタクシー券発行(使用)簿には記載が欠落しているもの、記載の順番が逆順になっているものが散見された。

これは、タクシー券発行(使用)簿の記載を発行した時点ではなく、タクシー会社から請求があった時点に記載しているためであると推察される。

かかる場合に、どのように発行状況を管理しているか抽出して点検を行ったところ、次のような例が見られた。

(ア) タクシー券発行(使用)簿を支払の証拠書類として作成しており、決裁書類に添付してあるタクシー券発行(使用)簿の他にさらに任意様式の補助簿を作成し、誰にどの番号のタクシー券を交付したか管理している例(地域企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室等)

(イ) 鉛筆書きで誰に交付したかを記載しておいて、請求があった段階で請求書に合わせて整理している例(政策推進課)

(ウ) タクシー券を切り離した控え側に誰に交付しているかを記載することにより管理している例(地域企画室、保健福祉企画室、県土整備企画室等)

オ 盛岡地区以外の地区において、タクシー券に固有の一連番号が印刷されておらず、タクシー券の冊子ごとの通し番号のみ印刷されているため同じ番号のタクシー券が流通するおそれがある。(花巻総合支局地域支援部、一関総合支局地域支援

部、大船渡地方振興局土木部、宮古地方振興局企画総務部、岩手県立一関高等看護学院及び岩手県立宮古看護学院)
カ 交付されても使用しなかったタクシー券、破損又は汚損により使用できないタクシー券について、タクシー券使用（発行）簿に経緯を記載している公所もあったが、その一方で、廃棄等の状況を記録していない公所があった。（政策推進課、保健福祉企画室、農林水産企画室、予算調製課、盛岡地方振興局企画総務部、一関総合支局地域支援部、岩手県立環境保健研究センター、岩手県立一関高等看護学院及び岩手県立宮古高等看護学院）なお、実地に点検した公所においては、使用しなかったタクシー券を担当者が回収し、保存していることを確認した。

(3) タクシー券の事前交付

岩手県東京事務所においては、公用車の手配がつかない場合の予備として、また、イベントの資料運搬等における使用分として、一部職員に使用期日や経路を特定せず事前にタクシー券を各一冊交付している。

その場合、乗車券交付伺いにより決裁を受け、職員に対し交付するタクシー券の番号を管理しているが、その際はタクシー会社により有効期限をあらかじめ印字されているものを交付している。

(4) タクシー券の利用状況

実地に点検した公所において、事前に交付したタクシー券が当該年度中に利用されず、年度を超えて利用されている例があった。（地域企画室、農林水産企画室及び岩手県名古屋事務所）

(5) タクシー券の記載状況

ア 盛岡地区のタクシー券には利用者氏名の記入欄はないが、誰が利用したかはタクシー券使用（発行）簿に記載することにより確認することができる。なお、他地区においては、利用者名の記入欄のあるものもある。

イ 岩手県名古屋事務所において、平成19年度以前に発行されたタクシー券で平成20年度に使用されているものがあった。

ウ 岩手県東京事務所においては、事前に職員にタクシー券を交付し、その職員の氏名をあらかじめタクシー券の氏名欄に押印しているが、上京した来客や本庁から出張した職員に利用させる等交付した職員以外の者が使用している場合があり、使用者が書類上明確に整理されていなかった。

4 タクシー券の保管状況について

(1) 本庁においては、タクシー券を管財課が購入し各公所に配布しているが、独自に契約している公所にあつては、使用状況及び必要性に応じてタクシー会社や協同組合から購入している。なお、盛岡地区の盛岡ハイタク共同乗車券は、1冊200円で購入しているが、地区によってはタクシー券を無料で交付を受けている。

(2) タクシー券は、担当者が鍵付の引出し又は金庫等において保管しているが、施錠されていない場所において保管している公所があった。（予算調製課及び盛岡地方振興局土木部綱取ダム管理事務所）

(3) 年間使用枚数に比較して、タクシー券を大量に保有している公所があった。（県土整備企画室では、平成20年度のタクシー券使用実績が124枚、103,360円であるのに対し、平成21年10月31日現在で50枚綴りのタクシー券70冊を保有していた。）

5 タクシー券の利用と旅費の関係について

(1) タクシーを利用する場合、普通旅行命令が出され、かつ行程40km未満の場合、その区間の交通費及び現地経費は支給されない。また、40km以上の普通旅行命令においては、タクシーを利用した場合、その区間の交通費は支給されない。なお、全行程においてタクシーを利用した場合においては、公用車を利用した場合に準じ、現地経費を2分の1に調整することとなっている。

(2) 県外事務所にあつては一定地域を旅行した場合、タクシー利用の有無にかかわらず日額旅費（2級以下の職務にある者にあつては1日2,050円、3級以上7級以下の職務にある者にあつては1日2,250円、8級以上の職務にある者にあつては2,600円）が支給される。

岩手県東京事務所及び岩手県名古屋事務所を抽出しタクシーの利用状況について実地に点検を行った結果は次のとおりである。

ア 岩手県東京事務所

東京都区内の旅行にあつては日額旅費が支給されており、原則として公共交通機関を利用して移動している。

そのような中で、東京都区内の旅行にあっても、資料運搬等必要に応じタクシーを利用しており、この場合にも日額旅費の調整規程がないため日額旅費全額を支給している。

イ 岩手県名古屋事務所

名古屋市内の旅行にあっても岩手県東京事務所と同額の日額旅費が支給されており、原則として公共交通機関を利用して移動している。なお、名古屋市内の旅行にあっても必要に応じタクシーを利用しており、この場合にも日額旅費支給額の調整規程はないため日額旅費全額の支給を受けている。

(3) 人事課によれば、日額旅費制度について平成22年4月から制度の見直しを図る旨の説明があった。

第3 監査意見

1 共通の使用規程の策定について

管財課では、タクシー券の使用基準を定めているが、事業実施上の都合から独自契約を行っている公所等があり、ほとんどの公所において特に使用要領を定めていない。それらの公所にあっては、タクシー券の発行基準が個々別々となっており、発行基準の透明性や不適切な利用を防止する観点からも、全庁で共通の使用規程を定め使用基準を明確化する必要がある。

2 発行手続について

タクシー券発行簿を作成していない公所や、作成していてもタクシー券発行時の記載や、廃棄の記録が十分でない公所があることから、発行簿から誰がタクシー券を保有しているかが特定できない状況にある。

したがって、誰がタクシー券を保有し使用したか特定できるようにするため、発行簿の記録を徹底する必要がある。

3 未利用タクシー券の返却について

事前に交付を受けたタクシー券を当該年度中に使用せず、年度を超えて使用していたものがあつた。使用しないまま長期に保有し続けることは亡失のおそれがあり、使用しなかったものは返却を求める必要がある。

4 県外事務所における日額旅費との関係について

タクシー利用した場合の日額旅費の支給方法について、普通旅行における全行程公用車等利用した場合の現地経費との均衡上検討を行う必要がある。